

立ち会い分娩の再開について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い休止させていただいた立ち会い分娩を、令和4年5月23日（月）の分娩から再開いたします。当面は下記の条件付きでの再開となりますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。また、市中の感染状況が深刻化した場合は、事前の告知なく再び休止することがありますのでご了承ください。

* 立ち会いの条件 *

- 原則、立ち会いができる人は配偶者・実母・パートナーいずれかお1人のみ。
- 分娩の直前から分娩後 20～30 分まで※1
- 妊婦様が 35 週になりましたら立ち会いの方も「体調管理表」による、体調の管理をお願い致します。※2
- 感染に関する問診票で該当項目が無いこと。（一つでも該当のある方は立ち会いができません）
- 感染対策用品を着用していただきます。
- 新型コロナワクチンの接種が 3回終了していること※3

※1 立ち会いのタイミングについて

しっかりと陣痛がきて、分娩の進みがみられ分娩までまもなくとなったタイミングで産婦さんご本人から連絡していただきます。それまでは自宅待機をお願い致します。連絡のタイミングは医師・助産師の判断となります。急速に分娩が進み立ち会いが叶わない場合がございますが、ご了承ください。分娩後の処置が終了してから、だいたい 20～30 分のところでご帰宅いただきます。スタッフがお声がけいたしますので、速やかな帰宅にご協力ください。

※2

「体調管理表」は当院の HP からダウンロードしてください。当日、お忘れになりますと立ち会いはできません。また、「体調管理表」で症状等がある場合も立ち会いをご遠慮いただく場合がございます。

※3

「新型コロナワクチン接種済証」をご持参ください。確認ができませんと、立ち会いはできかねます。

なお、立ち会い分娩以外の入院の面会制限や外来の付添の禁止は継続させていただきます。ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。